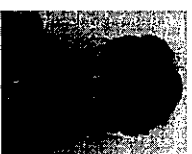


REPORT

10年周期の大きな政策転換点 役務利用放送法の活用に注目

スタンフォード日本センター
研究所長 中村伊知哉氏

1961年生まれ。84年京都大学経済学部卒業後、郵政省入省。放送行政局、通信政策局などを経て、98年から米MITメディアラボ客員教授。2002年から現職。国際IT財団専務理事など兼務。



通信・放送分野における研究を継続して手掛けている。

郵政省（現総務省）時代には通信自由化や放送政策、インターネット政策などを推進した。竹中平蔵総務相の私的懇談会などで通信・放送の在り方に関する検討が進むなか、今後の日本の通信・放送政策についてどうみているか、中村氏に聞いた。（聞き手は本誌編集長、渡辺博則）
——政府で通信・放送政策の在り方が検討されている。

中村 今回は、10年周期くらいで来る大きな政策転換点といえる。85年は通信自由化、95年ごろは通信・放送の規制緩和があった。その後インターネットや携帯電話が普及し、地上デジタル放送も始まった。デジタルのインフラ整備がほぼ見えてきて、そこで行政をどう変えるかのステージに入ったということだ。

方向としては、まず通信と放送の二分法でやってきた法体系全体を、そろそろ著作権を含めて見直す必要がある。また、これまではインフラの整備を推進していればよかったが、今後はその上で新ビジネスをどう可能にするかなど、行政が担うレイヤーが高くなっていく。

——具体的には、何をすべきと考えているか。
中村 例えば光ファイバーも電波もそうだが、そうした伝送路を通信でも放送でも柔軟に使えるような枠組みが必要になる。既にCS放送などで使われている「電気通信役務利用放送法」を、地上波放送にも適用できるようにすべきだろう。そうなれば、電波の利用効率も高まるはずだ。これは面白い法律で、現行の放送法などの下でも役務利用放送法の下でも、どちらで放送事業を行ってもよい仕組みになっている。つまり「選べる制度」であ

り、既存事業者は現行制度のままでも放送を継続できる。

一方で今後は、携帯電話機向けにIP方式で放送するといった新ビジネスも出てくるはずで、こうした新規事業者が使いやすい法律を整備しておくことが重要になる。

——総務相の懇談会ではNHKの経営改革も焦点だが。

中村 NHKには不祥事などで、「ガバナンス（組織統治）がなっていない」との批判がある。公共放送としてのNHKの在り方をどう考えるかということだが、同時にその力を世界に向けて発展させることを考える必要がある。例えば国際放送をIP方式で行うといったような、NHKによる通信・放送の融合について整理する必要がある。それは放送技術を先導することを義務付けられているNHKにとって、本来求められる方向だと思う。

また、NHKのコンテンツをどう良いものにし、かつ電波の利用効率をどう高めるかが重要だ。そもそも、コンテンツ（ソフト）と電波設備（ハード）では行動原理が違う。コンテンツのところは文化だし、電波のところは技術と経済になる。二つの違う質のものを一体でやっている、そのガバナンスをどうするかということをきちんと考える必要がある。英BBCが採った「ハード・ソフト分離」も一つの案だろう。今はNHKにとって、電波部門を分離・会社化するなど様々なやり方を大胆に考えるチャンスだと思う。仮に電波部門を独立させれば、単なる放送の伝送だけでなく通信事業を手掛けてよいのかもしれないし、通信事業者と連携できるかもしれない。また民放事業者と提携して、より効率的な電波の使い方が一緒にできるようになるかもしれない。■

「日経ニューメディア」2006年5月1日号 p14

日経BP社の許可を得て掲載：2006/5/10